

食 品 安 全 委 員 会 第 96 回 会 合 議 事 録

1．日時 平成 17 年 5 月 26 日（木） 13:59 ～ 15:45

2．場所 食品安全委員会大会議室

3．議事

（１）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（ＢＳＥ）に関するリスクの同等性

・現在のカナダの国内規制及び日本向け輸出基準により管理されたカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（ＢＳＥ）に関するリスクの同等性

（厚生労働省及び農林水産省からの説明）

（２）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・器具・容器包装に関する食品健康影響評価について

ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

（３）農薬専門調査会における審議状況について

・カズサホスに関する意見・情報の募集について

（４）企画専門調査会に当面調査審議を求める事項について

（５）食品安全モニターからの報告（平成 17 年 4 月分）について

（６）その他

4．出席者

（委員）

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

（説明者）

厚生労働省 松本大臣官房参事官

農林水産省 伊地知大臣官房参事官

（事務局）

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、

5．配付資料

- 資料 1 - 1 米国産牛肉等に係る食品健康影響評価について
- 資料 1 - 2 カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価について
- 資料 2 ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装に係る食品健康影響評価について
- 資料 3 農薬専門調査会における審議状況について
- 資料 4 企画専門調査会に当面調査審議を求める事項（案）
- 資料 5 食品安全モニターからの報告（平成 17 年 4 月分）について
- 資料 6 食品健康影響評価技術研究運営委員会の開催について

6．議事内容

○寺田委員長 まだ 1 分ぐらい時間がありますけれども、皆様おそろいなので、第 96 回「食品安全委員会」を開催いたします。

本日は、7 名の委員全員御出席です。また、本日は厚生労働省から松本大臣官房参事官、農林水産省から伊地知大臣官房参事官に御出席をお願いしております。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元にございます「食品安全委員会（第 96 回会合）議事次第」を御覧になってください。

お手元の資料の確認をお願いいたします。

資料 1 - 1 が「米国産牛肉等に係る食品健康影響評価について」。

資料 1 - 2 が「カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価について」。

資料 2 が「ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装に係る食品健康影響評価について」。

資料 3 が「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料 4 が「企画専門調査会に当面調査審議を求める事項（案）」。

資料 5 が「食品安全モニターからの報告（17 年 4 月分）について」。

資料 6 が「食品健康影響評価技術研究運営委員会の開催について」であります。

お手元に資料ございますね。

それでは、議題に入らせていただきます。

「（１）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」であります。

資料 1 - 1 及び 1 - 2 にありますとおり、5 月 24 日付けで厚生労働大臣及び農林水産大臣から食品健康影響評価の要請がありました。米国及びカナダから輸入される牛肉と国産のものとの B S E に関するリスクの同等性につきまして、厚生労働省及び農林水産省から説明があります。

初めに、米国につきまして厚生労働省松本大臣官房参事官、農林水産省伊地知大臣官房参事官に説明をよろしくお願いいたします。

それでは、松本大臣官房参事官からよろしくお願いいたします。

○松本大臣官房参事官 現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムによりまして管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症に関するリスクの同等性についての意見を求めるものであります。

お手元の資料 1 - 1 の 5 ページをお開き下さい。現在の米国の国内規制に加えて、日本向けの輸出プログラムとして管理されるわけですが、ここでは日本向け輸出プログラムの概要について説明申し上げます。

このプログラムは、米国農務省販売促進局が管理いたします品質システム証明プログラムの下に実施されます輸出証明プログラムの一つとして位置付けられるものです。このプログラムの中では、日本向けの米国産牛肉のマーケティングのための特定された製品の条件を規定するものです。

範囲としては、日本向けに輸出可能な牛肉及び牛の内臓を供給する米国の企業、生産者、フィードロット、と畜業者、解体業者で、解体業者はここにありますように枝肉の半丸や部位の市場向けのカットへの加工を実施しているということでありましたが、それらに適用されるというものです。

これら日本向けに輸出をしたいという業者につきましては、食品安全検査局(F S I S) のウェブサイトに掲載されることになります。これらの業者につきましては、日本向けに特定された製品の条件を満たすことが求められます。また、それにつきましては、文書で明確にすることになっております。

まとめて申しますと、その下の方にありますように、「日本向け E V プログラムのために U S D A の Q S A プログラムの認証を受けた企業だけが、E V プログラムの下で日本向けに特定された製品の条件を満たしているとして製品を表示、販売することができる」というものであります。

それでは、その製品の条件がどういうものかについて説明いたします。次の 6 ページの 5 を見て下さい。「5 . 特定された製品の条件」であります。

この登録されたウェブサイトに記載されている日本に輸出可能な牛肉及び牛の内臓は、施設の H A C C P または衛生 S O P s (標準作業手順) の中で規定されている手順で加工されなければならないということ。また、そこにおきましては、以下にありますように、いわゆる日本で言う S R M に指定している部位を衛生的に除去する。また、これらの S R M が日本向けに輸出される食肉製品に混入することを防ぐことが求められています。

その部位ですが、5.1.1 にありますように、「牛の頭部(舌、ほほ肉を除くが、扁桃を含む) 脊髄、回腸遠位部(盲腸との接続部分から 2 メートルまでの部分)、脊柱(胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く)」で、これは我が国で定めている S R M で

あります。

次に、条件といたしまして、輸出可能な製品は、以下のいずれかの方法を用いて、と畜時において 20 か月齢以下の牛由来でなければならないというものです。

その 1 つは生産記録でございまして、1 つが個体月齢証明。もう一つが、次の 7 ページにあります、集団月齢証明でございます。

もう一つが、5.2.2 にあります枝肉の格付を通じた月齢証明でございます。と畜場における公式な U S D A の格付により生理学的成熟度 A 40 か、それより若いと決定されたものが適用されます。

1 ページ戻っていただきまして 5 ページにありますように、ここの施設につきましては、担保するために、内部監査を実施しなければなりません。また、企業に対する供給者のリストの作成が義務付けられるものであります。

終わりの方になりますけれども、8 ページをお開き下さい。

責任といたしまして、日本に輸出しようという企業は、本手順書のほか、A R C 1000 手順書、また A R C 1002 手順書に基づいて、その方針に適合する必要があります。特に A R C 1000 手順書に、これは一般的な手続を決めたものですが、条件を満たさなくなったときにはリストの掲載から削除されることが定めてありますので、そういうことが適用されるということでありまして。

以上が、米国の日本向け輸出証明プログラムの概要でございます。

○伊地知大臣官房参事官 農林水産省の参事官の伊地知でございます。私の方からは、68 ページ以降「説明資料」について御説明をいたしたいと思っております。

「1 米国産牛肉の貿易再開問題の経緯」でございます。

まず、「(1) 米国産牛肉の輸入停止」。B S E 発生国で生産された牛肉等につきましては、食品の安全性確保に万全を期するとともに、病原体の侵入を防止するために、食品衛生法と家畜伝染病予防法に基づきまして、国産牛肉と同等の安全性が確保されることが確認されるまでの間、その輸入を認めないこととしております。

2003 年 12 月 24 日に、米国国内で B S E 感染牛が確認されたことを受けまして、米国産牛肉及び牛肉製品の輸入を暫定的に停止したところであります。

次に「(2) 米国産牛肉再開に向けた協議」でございますけれども、米国での B S E 感染牛の確認後、日本では直ちに専門家を現地に派遣いたしまして、B S E 感染牛の由来、同居牛の取扱い等の B S E に係る事実関係、サーベイランス体制、飼料給与禁止措置等の B S E 対策の調査を行いまして、2004 年 1 月にその結果を公表したところでございます。その後、日米の事務レベルの協議、日米の科学者・学識者による専門的・科学的な協議を実施してきました。

2004 年 4 月 24 日に開催されました B S E に関する第 3 回日米局長級協議におきまして合意されました、専門家及び実務担当者から成る日米 B S E ワーキンググループが設置されまして、日米間の牛肉貿易再開に向けて、B S E の検査方法、特定危険部位の除去方法

などの7つの項目について、技術的・専門的観点から3回にわたり議論を行ったところがあります。

2004年10月23日に、第4回日米局長級協議におきまして、日米両国政府は、米国産牛肉の日本向け貿易再開に関しまして、「食品安全委員会」による審議を含むそれぞれの国内の承認手続を条件として、米国側が、SRMはあらゆる月齢の牛から除去すること。牛肉は、個体月齢証明等の生産記録を通じて20か月齢以下と証明される牛由来とすること等を内容といたします、先ほど御説明申し上げました牛肉輸出証明プログラムを設けることについて認識を共有したところであります。

2の、牛肉貿易に関する国際基準とBSEリスク評価の関係を御説明いたします。まず、(1)の衛生植物検疫措置の適用に関する協定、いわゆるSPS協定についてでございます。貿易に影響を及ぼすヒトまたは動物の生命または健康を保護するための措置は、このWHOのSPS協定に従わなければならないとされております。

この協定では、国際貿易に当たって国際獣疫事務局(OIE)が作成した国際的な基準に基づいて、加盟国間で調和のとれた衛生検疫措置をとることを推奨する一方で、科学的に正当な理由がある場合または適切なリスク評価を行った場合は、国際基準より高い水準の検疫措置を導入することができるとしております。

また、関連する科学的根拠が不十分な場合には暫定的に検疫措置を採用することができるとしておりますが、この場合には、客観的なリスク評価のため必要な情報を得よう努め、また、適当な期間内に当該措置を検討することとされております。

したがって、米国産、カナダ産牛肉につきましては、BSE発生時、輸入停止措置という暫定的な措置を取ったわけではありますが、今回の諮問は輸入停止以降、リスク評価のための情報収集を行ってきたことを踏まえまして、一定の輸入条件でのリスク評価をいただき、その結果を踏まえて国際基準を上回ることとなる検疫措置を実施しようとするものでございます。

次に、「(2)OIEの定める基準」でございます。

BSEに関する国際基準は、陸生動物衛生規約に定められております。

この規約で、BSEに関するリスク評価の手法が定められておりまして、侵入リスク、暴露リスク、監視体制に関する項目を総合的に評価するとともに、その結果特定されたリスクへの適切な対処状況、サーベイランス、フィードバック等の実施状況によって、BSEの浸潤状況を5段階に分類しております。また、輸出国のBSEの浸潤状況の段階に応じまして牛肉等の衛生上の輸入条件が定められております。

これまで欧州食品安全庁では、このOIEの規約に挙げられているリスク評価要因を考慮して、各国のBSEのリスクを定性的に評価しているところであります。

なお、OIEでは現在、骨なし牛肉をいかなる輸入条件も要求すべきでない品目に追加すること等を内容とするBSEに関する国際基準の見直し作業を行っているところでございまして、今ちょうどパリで総会が行われているところでございます。

次に、「３ 米国の B S E 対策の概要」でございますが、肉牛産業の概要が第 1 点目でございます。

米国には 9400 万頭、約一億頭の牛が、日本の約二十倍でございますけれども飼養されております。このうち、肉牛が 6400 万頭、乳牛が 1300 万頭、子牛等が 1700 頭であります。

肉牛の飼養形態は多様であります。一般的には発育段階に沿って繁殖、育成、肥育の 3 段階に分かれております。繁殖農家では一般的に周年放牧で、自然交配により出生した子牛がおおむね 6 か月まで飼養されます。子牛はその後、放牧、特に小麦畑等での放牧によって育成する経営とか穀物・補助飼料を与えて育成する農家で、6 ～ 8 か月間飼養されます。育成牛は、その後 3 ～ 4 か月間フィードロット（穀物肥育農場）で肥育されまして、と畜場に出荷されます。なお、子牛のうち、体重の重いもの等につきましては育成段階を経ずにそのままフィードロットに送られるものも一部ございます。

年間のと畜頭数は約三千四百万頭で、日本の約三十倍であります。年間約八百万トンの牛肉（部分肉ベース）が生産されているところであります。

次に「（２）輸入規制」でございます。

1989 年、英国等 B S E 発生国からの反すう動物及びその肉骨粉の輸入を禁止しておりまして、1991 年、B S E 発生国からの反すう動物の肉の輸入を禁止しております。現在、B S E 発生国及び輸入規制が米国より緩い国からこれらの物品の輸入を禁止しているところであります。

1980 年以降、B S E リスクのある国から輸入された生体牛は、英国から 300 頭程度、他のヨーロッパ諸国からは 1000 頭程度となっております。また、肉骨粉は、英国から 5 トン輸入されておりまして、他の国から反すう動物の肉骨粉は輸入されておられません。

カナダからは、生体牛は年間 50 万 ～ 170 万頭程度、肉骨粉が年間 1 万 8000 ～ 4 万 4000 トン程度輸入されております。

「（３）飼料規制」でございます。

現行の飼料規制は、1997 年 8 月に施行されました連邦規則に基づいて行われております。飼料規制の内容としては、一部のタンパク質を除き哺乳動物由来タンパク質を反すう動物の飼料原料に使用することの禁止と、その旨の表示の義務付け、給餌及び飼料製造の記録の保存を義務づけております。

これらの飼料規制の遵守状況については、米国食品医薬品局（F D A）等の検査官がガイドラインに基づいて検査を実施しておりまして、検査結果を公表しております。また、米国会計検査院は飼料規制の実施状況について定期的に調査を行い、改善が必要な点について勧告を行っております。

なお、2003 年 12 月に米国内で B S E 感染牛が確認されたことを踏まえまして、2004 年 1 月には、牛由来の血液及び血液製品、残飯等の使用規制等について、同年 7 月には、すべての動物用飼料原料からの S R M、歩行困難牛及び死亡牛の排除並びに反すう動物用飼料製造施設の専用化等交差汚染防止対策の強化について、パブリックコメントを実施いた

しましたが、これらの規制はまだ実施されておられません。

「（４）報告義務及びサーベイランス」でございます。

1986年以降、ＢＳＥについては届出が義務づけられまして、獣医官は連邦政府及び州政府に通報することとされております。

サーベイランスにつきましては、1990年に米国政府がサーベイランスプログラムを開始して、それ以降13年間、ＢＳＥの陽性事例は見られなかったわけですが、2003年12月、ワシントン州のと畜場でと殺された牛で、感染が確認されたところでございます。

2003年の対象頭数は2万頭でありましたが、ＢＳＥ感染牛が確認されたことから2004年6月からはサーベイランスを強化いたしまして、12～18か月の間に二十数万頭規模を対象とすることとしたところであります。この強化サーベイランスの下で、これまでに35万頭以上の検査を行っておりますが、ＢＳＥ陽性牛はこのサーベイランスでは確認されておられません。

「（５）と畜場及び食肉処理施設における対策」でございます。

と畜場及び食肉処理施設におけるＢＳＥ対策につきましては、歩行困難な牛の食用禁止、すべての月齢の牛について扁桃及び小腸を除去すること、30か月齢以上の牛について頭蓋、脳、三叉神経節、目、脊柱、脊髄及び背根神経節の除去、ＡＭＲの規制の強化、空気噴射スタンニングの禁止、ＢＳＥ検査中の牛肉はＢＳＥ陰性が確認されるまで流通禁止等を内容とする規則が2004年1月12日に施行されております。

「４ 米国のリスク評価等」でございます。

米国におけるＢＳＥのリスクは、米国内で米国農務省の依頼によりハーバード大学も評価を行っております。それから、米国外では欧州食品安全庁が評価を行っております。また、米国農務省監査官が、サーベイランスについて評価等を行っております。

また、ＢＳＥが発生したことを受けまして、国際的な専門家グループがＢＳＥ感染牛の疫学調査と米国政府のＢＳＥ対策について、調査・勧告を行っております。米国農務省は、北米で確認された4頭のＢＳＥ感染牛について疫学的な調査を行い、原因究明、蔓延の可能性について検証を行っているところでございます。

今、御説明申し上げましたところどころに括弧で小さい数字が入っております。この根拠となります資料が72、73ページにそれぞれリストとして挙げられておりまして、この資料の現物はここにお出ししてあるものでございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、本件に関しまして質疑をする前に、次にカナダのことに関しまして説明をいただいて、その後、一括して質疑に入りたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○松本大臣官房参事官 続きまして、カナダの部分について説明申し上げます。

資料1-2の表紙が諮問書です。現在のカナダの国内規制及び日本向けの輸出基準により管理されたカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が

国でと殺解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症に関するリスクの同等性についての意見を求めたいというものでございます。

それでは、カナダ政府が取ろうとしている日本向け輸出基準につきまして説明いたします。9ページをお開き下さい。

この基準は、牛のと殺あるいは加工施設が日本に輸出される牛肉製品を生産する際に満たすべき基準を定めたものであります。

簡単に申し上げますと、そこの(1)～(4)にありますように、牛から、日本向け輸出に不適格なすべての組織の除去を確実にすること。そのページの下から3行目にありますが、日本向けの輸出に不適格な組織は、日本では特定危険部位として規定されているものです。

次に、と殺から加工にかけての工程において、食用の牛肉製品の不適格な組織からの交差汚染を防ぐこと。

(3)といたしまして、20か月以下の牛からの製品のみが、日本向けの輸出用として加工・認定されること。

(4)として、カナダの国内規制に加えて、BSEに関連する日本の輸入条件に適合していることを証明することを可能とすることを定めようというものでございます。

適用範囲につきましては、2にありますように、日本に輸出される生鮮及びまたは冷凍牛肉製品を生産すると畜場と加工施設に適用されるということです。この基準に適合していると認定された施設につきましては、日本向けの輸出に不適合な組織が除去された20か月齢以下の牛からの生鮮及びまたは冷凍牛肉製品を輸出することができるというものであります。

次に、月齢証明でございます、10ページをお開き下さい。

日本向けに輸出可能な牛肉製品は、そこにありますように規定されております手順及び手法を用いてと殺の時点で20か月齢以下と証明される牛由来のものでなければなりません。簡単に月齢証明を説明します。13ページをお開き下さい。

これが月齢を確認するシステムの要点です。

出生記録は、カナダ政府のCanadian Food Inspection Agencyが持っていますデータベースに生年月日が入力されることになっておりまして、子牛が実際に出生した日付けと、あるいは子牛の群が出生した繁殖季節の初日が登録されているということでありまして。

また、そのデータベースに入力されるのは、認証された生産者からの届出のみが受け付けられるということになっております。

一応、そういう仕組みになっておりますし、また、このデータベースにつきましてはカナダ政府が責任を持つという仕組みでございます。

カナダ政府の輸出の基準につきまして、また10ページに戻っていただきたいと思います。

4番が、現在カナダ政府が取っております国内のBSE対策です。

すべての登録済み牛肉施設の条件で、(1)(2)で、食用に供される組織に脊髄の断片が付着することを防止するために、すべての月齢の牛から脊髄を切除し、30か月齢以上の牛の脊髄を除去するために着色その他の視覚的に認識可能なシステムにより特定された専用の道具を用いること、さらにSRMの除去及び処分の手順は文書で定め、かつ交差汚染を防止することが国内的に定められておるわけであります。

この仕組みに上乗せしまして、5にありますように、日本向けに輸出される牛肉製品を生産すると畜場、そこの(1)で、20か月齢以下の牛由来の製品のみが日本向けに輸出用として用意されること。

(2)として、すべての不適格な組織が、交差汚染及び日本向けに輸出される食肉製品への混合を防止するための衛生的な方法で牛から除去されること。

(3)として、これらの牛から得られた枝肉あるいは食肉が、月齢が決定された時点から、製品が梱包・表示されるまでの間、また施設から搬出されるまでの間、他の枝肉や牛肉製品から容易に識別できるようにされること。

また、手順につきましては文書で定め、監査可能であり、かつ逸脱があった場合にどのように対応するかということが定められています。

また、この仕組みにつきましては、カナダ食品検査庁の検証ということで、6に掲げたことにつきまして検証活動を行う。

また、これらの遵守が証明できないところにつきましては、日本向け輸出のための製品の証明が交付されないということ。

また、検査官の与えられた権限といたしましては、12ページの一番最後でございますけれども、施設の操業ライセンスの停止を行う権限があるということになっている。

これが、カナダ政府が日本向け輸出で考えている基準でございます。

○伊地知大臣官房参事官　続きまして、15ページからの「説明資料」を私の方から御説明いたしたいと思います。

「1 カナダ産牛肉の貿易再開問題の経緯」でございます。

「(1)カナダ産牛肉の輸入停止」の下の方で、2003年5月21日、カナダ国内でBSE感染牛が確認されたことを受けまして、厚生労働省と農林水産省は、カナダ産牛肉、牛肉製品等の輸入を暫定的に停止したところでございます。

なお、カナダではその後、2頭のBSE感染牛が確認されております。

「(2)カナダ産牛肉再開に向けた協議」でございますけれども、カナダでのBSE感染牛の確認後、日本は専門家を現地に派遣いたしまして、BSE感染牛の由来、同居牛の取扱い等のBSEに係る事実関係、今後、カナダ政府の取るBSE対策の調査について行っております。2003年7月に、その結果を公表したところであります。その後も、カナダにおけるBSE発生状況やBSE対策の追加措置等に関する情報収集に努めてきておりまして、カナダ政府とも協議を行ってまいりました。

2004年11月8日、日加両国政府の実務担当者による協議におきまして、日本政府はカ

ナダ産牛肉の日本向け貿易再開に関しまして、「食品安全委員会」による審議を含む国内の承認手続を前提として、米国と同様、牛肉の安全性について国内と同等の措置を求めることについて説明を行ったところであります。

その後、日加の実務担当者間で、特定危険部位はあらゆる月齢の牛から取り除かれること、牛肉は個体月齢証明等の生産記録を通じて 20 か月齢以下と証明される牛由来とすること等、アメリカと同様の条件でございますが、これらを内容とする牛肉の輸出基準に関する協議を行ってきたところであります。

「2 牛肉貿易に関する国際基準と B S E リスク評価」。それから「(2) O I E の定める基準」はアメリカと同様でございますので省略いたします。

16 ページの「3 カナダの B S E 対策の概要」、まず「(1) 肉牛産業の概要」でございます。

カナダには 1500 万頭、日本の約三倍の牛が飼養されております。このうち、肉用牛が 800 万頭、乳用牛が 160 万頭、子牛等が 500 万頭であります。

肉用牛の飼養形態は、さまざまでありますけれども、一般的に発育段階に沿って、アメリカ同様、繁殖、育成、肥育の 3 段階に分かれております。繁殖農家で一般的に周年放牧で、自然交配によって出生した子牛が、5～9 か月飼養されております。

離乳した子牛は、大半がフィードロットで、育成過程を経て肥育されるか、あるいは直ちに肥育された後にと畜場に出荷され、その他の離乳した子牛は育成牧場で飼育された後にフィードロットで肥育されて、と畜場に出荷されます。

育成段階では粗飼料主体、肥育段階では穀物主体で飼養され、と畜される月齢は 12～24 か月齢程度となっております。

年間のと畜頭数は 430 万頭で、日本の約三倍。部分肉ベースでございますが、年間約百万トンの牛肉が生産されております。

17 ページの「(2) 輸入規制」でございますが、1988 年、米国以外の国からの肉骨粉の輸入を禁止して、1990 年には英国、アイルランドからの牛の輸入を停止しております。1991 年には B S E 発生国からの牛肉の輸入を禁止しております。現在、B S E 清浄国と認める国以外からの牛及び牛肉の輸入を禁止しております。なお、本年 3 月 29 日付けで 30 か月齢未満でと畜される米国からの生体牛の輸入を解禁する規則が施行されております。

1980 年以降、B S E リスクのある国から輸入された生体牛は、英国から 200 頭程度、他のヨーロッパ等の国々からは 300 頭程度となっております。また、反すう動物の肉骨粉の輸入実績はありません。

米国からは、生体牛は年間 4 万～35 万頭程度、肉骨粉が年間 5000～33 万トン程度輸入されております。

「(3) 飼料規制」でございますが、現行の飼料規制は、1997 年 8 月に発効した Health of Animals Regulations PART XIV によって行われております。飼料規制の内容としては、一部のタンパク質を除き哺乳動物由来タンパク質を反すう動物の飼料原料に使用す

ることの禁止、その旨の表示の義務づけ、それから給餌、飼料製造の記録の保存を義務づけるものになっております。

これらの飼料規制の遵守状況については、カナダ食品検査庁の検査官が検査プログラムに基づいて検査を実施しております。

2005年1月に、カナダで2例のBSE感染牛が確認されたことを受けまして、カナダ政府は1997年から実施してきましたカナダの飼料規制の実効性について前述のCFIAの検査結果等を基に検証を実施いたしまして、9割以上の飼料工場、レンダリング工場において規制がおおむね遵守されていると公表しております。

なお、カナダの牛を交差汚染によるBSE感染から防御するため、2004年12月にはペットフードを含めて、肥飼料からのSRMの排除を求めること等について、パブリックコメントを実施しております。

「(4)報告義務及びサーベイランス」でございますが、1990年以降BSEについて届出が義務化されまして、飼養者は獣医官に通報することになっております。

サーベイランスにつきましては、1992年から実施しておりまして、1993年、英国からの輸入牛で感染が確認されましたが、食用や飼料用に使用されることなく処分されております。

その後、9年間、BSEの陽性事例は見られませんでした。2003年5月、先ほど申しましたアルバータ州のと畜場で同年1月にと畜された牛で感染が確認されたところであります。本年1月には、新たに2頭の感染牛が確認されております。

BSE感染牛の確認を受けまして、それまで数千頭規模で行われておりました検査対象を拡大いたしまして、2004年には2万4000頭、本年以降は年間3万頭以上を検査対象とすることとしております。

「(5)と畜場及び食肉処理施設における対策」でございます。

と畜場及び食肉処理施設におけるBSE対策につきましては、すべての月齢の牛について小腸を除去し、30か月齢以上の牛について頭蓋、脳、三叉神経節、目、扁桃、脊柱、脊髄、背根神経節の除去を内容とする規則が2003年8月23日に施行されております。

また、BSE検査中の牛は検査結果が確認されるまで保留されることになっております。

「(6)個体識別プログラム」でございます。

2001年1月から、家畜の疾病と食品安全問題の原因究明を目的といたしました牛個体識別プログラムが実施されております。2002年7月1日から当該プログラムへの加入が義務付けされております。

出生年月日の登録につきましては義務付けられておりませんでした。2005年1月から生産者が任意で入力できるということになっております。

「4 カナダのリスク評価等」でございます。

カナダにおけるBSEのリスクは、カナダ国内ではCFIAがリスク評価を行っております。そのほか、カナダ以外では欧州食品安全庁や米国農務省が評価を行っております。

また、カナダ国内で B S E が確認されたことを受けまして、国際的な専門家グループがカナダ政府が講じている B S E 対策について調査を行って、S R M の除去、サーベイランスや飼料規制の強化等を勧告する内容の報告書を 2003 年 6 月に公表したところでございます。

米国と同様、括弧書きの数字等につきましては 19、20 ページにリストがあります資料との関連があります。これらの資料については、こちらの方に提出をさせていただいております。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの 2 件のことに関しまして説明、あるいはその内容につきまして質問あるいは御意見がございましたら、どうぞおっしゃってください。

どうぞ。

○本間委員 非常に簡単なことをお尋ねいたします。

カナダとアメリカの説明をいただきましたけれども、どうも私たちは枝肉という生の肉が前面に見えてしまうんですけれども、例えばこの両国で仮に生産されるかもしれないエキスというふうなものの材料もこの適用を受けるのでございましょうか。要するに、高度に加工されたかもしれない原料です。

○松本大臣官房参事官 エキスにつきましては、牛由来のものについては一定の輸入制限があり、今回の対象にはなりません。

○本間委員 わかりました。

○寺田委員長 ほかにございますか。

どうぞ。

○見上委員 今回、アメリカとカナダについての諮問があったわけですが、別々にリスク評価を行って別々にその結果が答申されることをお考えになっているのでしょうか。

○伊地知大臣官房参事官 これは「食品安全委員会」さんの方で一義的には御判断されることではあると思いますけれども、厚生労働省、農林水産省といたしましては、同時に諮問をしたこの 2 か国につきましては、答申も極力同時期にさせていただければ大変ありがたいというように考えております。

○見上委員 あと 4 つほど簡単な質問になるんですけれども、よろしいですか。

○寺田委員長 どうぞ。

○見上委員 カナダの場合、資料に添付された日本向け輸出基準が、多分同じだと思うんですが、アメリカの E V プログラムに相当する、要するに国内規制の上乗せ基準と考えていいかということです。

○松本大臣官房参事官 国内基準の上乗せ基準でございます。

○見上委員 わかりました。

2 つ目は、日本向け輸出プログラムの遵守状況の把握と、効果の検証です。これはリス

ク管理機関の仕事と理解するんですけれども、それでよろしいでしょうか。

○松本大臣官房参事官 この輸出プログラムの管理は明確化されておりませんが、2種類の協議の中で、輸入再開前と輸入再開後につきましては、現地に行きましてちゃんと守られているかどうかを査察するということで了解しております。

○見上委員 それから、アメリカの飼料規制の遵守状況についてはリスク管理機関が保証するのか。それとも、その責任を持ってもらえるのかということです。

○伊地知大臣官房参事官 基本的には、私どもはそういう決められたものを守っていただくようアメリカ側に要求いたしますし、それをちゃんと守っていただくようにやっていきたいというふうに考えております。

ただ、現実問題として、日本もそうですけれども、全部 100 % 確実に守ってもらうという保証が取れるかどうかというところは問題がございます。ただ、私どもは、日本も含め各国ちゃんと守ってもらうようにしてもらおうというのが課題だと考えております。

○見上委員 最後の質問になるんですけれども、よく農水省は国会の場とかいろんなところで米国内の飼料規制をリスク評価の対象としないというような旨をずっと言っていると思うんですけれども、そのように承知してよろしいですか。

○伊地知大臣官房参事官 国会等で申し上げているのは、飼料規制を直接の諮問事項にしないということを申し上げておりまして、こちらで諮問をさせていただいたように、牛肉のリスクの同等性について御意見を伺う。そのリスクの同等性を審議していただく過程で、飼料規制とかサーベイランスとかそういう関連情報も我々は資料を提出いたしまして、議論をしていただくことになるというふうに考えていますと申し上げております。

○見上委員 わかりました。

○寺田委員長 どうぞ。

○中村委員 諮問を拝見して、一番基本的なところを教えていただきたいんですけれども、これは肉と内臓などについてのリスク評価をしてくれということですね。それで、当初からアメリカの牛肉の輸入を停止したときから農水大臣などが言っていたのは、日本と同等の安全措置を取ってくれなければ再開はできませんと。

そのとき、私などが抱いていたイメージは、勿論、最終的に肉はそうなんですけれども、やはり肉を生産するに当たってのいろんな周辺の状況とか背景とか、そういうものが頭の中にあっただけです。それが、この諮問になったら、まさに肉とか内臓とかというふうに非常に狭い範囲の限定された諮問になっているという印象があるんです。

そこは、結果的には同じことなのか。若干そこにニュアンスの違いがあるのかどうかというのを教えていただきたいです。

○伊地知大臣官房参事官 基本的には、リスク評価をどういう形でやるかということになるかと思いますが、アメリカのリスク管理全体について評価をしていただきたいという諮問ではなくて、おっしゃられるように牛肉、内臓、かつ一定の条件の下で生産されたものということでございます。

そうしますと、その品目によってリスク管理の影響というものは違ってくるというふう
に私どもは考えております。ただ、それを最終的にはそちらの方で御判断していただくこ
とになるかと思えますけれども、例えば牛肉であれば、我々は輸入される牛肉のリスク管
理をどうやっていくかというリスク管理措置を考えていく上で、牛肉のリスク評価をやっ
ていただきたいということでございます。

例えば、豚の肉骨粉を輸入しようということでは豚の肉骨粉についてのリスク管理をやら
なくてはならないのであれば、もっと別のリスク評価について更に考えなくてはならない
ことも、例えば飼料規制は、もっと考えなくてはならない場合もあると思います。

例えば、生きた牛を輸入する場合も、そういう形でのリスク管理措置の影響というもの
がそれぞれ違ってくるのではないかというふうに思っております。ただ、どのようにどの
程度違ってくるのかとか、そういうことについては専門家の皆さん方に基本的には議論をゆ
だねたいというふうに考えておりまして、関連する情報はお出しして審議をしていただき
たいと考えております。

すべてのリスク管理措置について諮問するわけではございませんということで、限定さ
れたものについてのリスク評価をお願いしているということでございます。

○中村委員 そうすると、その限定された条件で諮問をされたということになると、先ほ
ど御説明ありましたけれども、実は 2004 年の 10 月 23 日には生後 20 か月以下のものは対
象から除外するとか、SRM は除去するとか、そういうことで輸入の再開について局長級
協議で合意しているわけですね。

ですから、そんな限定されたことであるとすれば、多少それは周辺の情報は必要かもし
れませんが、それはそういうことできちんと管理部門がそういう条件をちゃんと観
察する、査察するということで、別に改めて評価の依頼をしなくてもいいのではないで
すか。

○寺田委員長 どうぞ。

○伊地知大臣官房参事官 大変くどうようでございますけれども、10 月の局長級協議では
それは合意をしたということではなくて、認識を共有したということで「食品安全委員会」
の審議も前提といたしますが、そういう国内の承認手続を前提として認識を共有したとい
うことでありまして、その際にも輸入の再開に当たっては諮問をいたします。ただ、そのと
きの諮問をいたしますといった内容について、その当時明確に言っていなかったのではな
いかという御議論はあるかもしれません。

ただ、牛肉を輸入する際の管理措置でございますので、我々は牛肉についてのリスクの
同等性について御意見をいただく方がより適切ではないかということで、こういう形での
諮問とさせていただいております。

○寺田委員長 どうぞ。

○小泉委員 私も、その同等性という意味について非常にわかりにくいんですが、この両
省の諮問の文言では、米国及びカナダの日本向けの輸出プログラムにより管理された牛肉、

内臓、それが日本で流通している製品とリスクが同じかどうかを諮問していると解釈してよろしいでしょうか。

ということは、この管理された牛肉、内臓という文言から考えますと、見上委員がおっしゃいましたように、米国及びカナダの日本向けの輸出プログラムによって既にきっちりと管理された牛肉でありますから、BSE陽性に対する管理とその効果については「食品安全委員会」として審議の必要はないというふうに考えてよろしいんですか。

○伊地知大臣官房参事官　そういう条件の下で輸入されたものについて、国産のものとのリスクの同等性について審議をしていただきたい、御意見をお伺いしたいということでございまして、審議をする必要はないということではありません。

ただ、さっき言われましたように、20か月齢以下であるとか特定危険部位を除いてあるということを前提としてということで、そこについては我々リスク管理側の仕事だというふうに考えております。

○小泉委員　ただ、既に管理された牛肉と書いていますね。厚生労働省、農林水産省できっちりと管理された牛肉について同等かどうかを評価してほしいというふうに解釈してよろしいですね。

もう一点は、我々が行う食品健康影響評価についてですが、要するに我々の役割というのはヒトへの健康評価ですね。それで、このたびの諮問に対しましては、きっちりと管理された牛肉、内臓につきまして健康影響評価をするということ、すなわち、このヒトのVCCJDの発生リスクが日本と同等かどうかということを科学的に審議すると考えてよろしいんでしょうか。

もう少し詳しく言いますと、先ほど言いましたように、日本では20か月齢以下の牛のリスクについてのヒトへの影響というのはほとんど無視し得るという評価が出されておりますね。したがって、そのポイントは、米国、カナダの汚染状況が日本と同等あるいは更に良好であるかどうかを検討すること。

2番目には、20か月齢以下の牛であることがきっちり証明されるかどうか。ところが、この2番目については既に月齢判別につきましては審議が終了しているということで、管理官庁でやっておられますね。しかも、これを我々ができないということは、我々「食品安全委員会」の下で「プリオン専門調査会」にはこういった肉質とか成長の骨化度についての専門家がおりません。

したがって、我々が審議するのは、1番目の汚染度の問題と、2番目の専門家が回答した中で、1つは統計学的に21か月以上の牛が混じる可能性は99%の信頼水準で1.92%以下である。このパーセント、統計学的分析結果が食品の安全性について無視し得るのかどうか。そういうことを検討すればよいということなんでしょうか。お願いします。

○伊地知大臣官房参事官　マチュリティのところの後半の部分は、おっしゃられるとおり、私ども、マチュリティにつきましてはそれぞれの専門家の方々に検討会で検討していただきました。

その結果、今、委員が言われましたように、そういう結論を報告書としていただいておりますので、それを前提に牛肉のリスクの同等性について審議をしていただければというふうに思っております。

○小泉委員 あそこの専門調査会では、統計学的にこうであったということしか言っていないわけです。

○伊地知大臣官房参事官 統計学以外の視点もすべて、いろんなことを資料として私どもは提出させていただきますので、その結果も踏まえまして議論をしていただければというふうに思っております。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。今のでよろしいですか。

どうぞ。

○中村委員 多分「プリオン専門調査会」で2～3の委員の方から疑問が提出される可能性が高いと思うので、私は事前にその点についても実はお伺いしたいことが1つあります。

それは、まず国内の措置の見直しをしたときに、それではなぜ20か月以下を除外するんですかという質問が「プリオン専門調査会」で出たと思うんですけども、そのときのお答えが、これは規制の科学的な合理性を確保するためだという御答弁だったわけです。実はそのことが今日まで妙な尾を引いていて、ある専門委員の方は、これはあくまで国内のそういった規制の科学的な合理性を見直すというか、確保するというか、そういうことだと思っっている説明もしてきた。

ところが、実際は既に、先ほどの2004年10月23日に再開のための認識を共有するというようなときに20か月という言葉が使われているし、私自身もやはりこれはアメリカ産牛肉の輸入を念頭に置いた一つの見直しというふうに見られても仕方がない側面があると思うんです。

やはり、そのこのところをある程度整理をしておく。済んだ話ですから、いいじゃないかという見方もあるかもしれませんが、ある程度整理をして、ここはこういう経緯だったんですというようなことを御説明いただけておく方が、私は健全な議論をする上でいいのではないかなというような気がするんですけども、その点についてはいかがですか。

○伊地知大臣官房参事官 先ほど、SPS協定のお話をいたしましたけれども、科学的に問題がないというものを輸入制限するということは日本としてなかなかできないことだというふうに思っております。

一方、国内的に評価をして、その措置を取った場合にはそういうこともできるんですけども、それが本当に科学的に正しいかどうかということで国内の措置についても評価をする必要がありますので、それは科学的な合理性ということで国内の措置の評価をやっていただきました。そういたしますと、海外からもそういう形で安全なもの、科学的に問題がないものについては輸入を認めてほしいという話は当然まいります。これはBSEにかかわらず、例えば家畜の病気が出た場合に一旦止めますけれども、それが終息して安全になったら輸入を再開してくれという話は必ず来ることでありまして、アメリカがそう言う

のもある意味では当然のことだと思います。

アメリカ側からは科学的に問題がなければ輸入を認めるべきではないかということは再三言われておりますし、我々も科学的に問題のないものを輸入できませんと言うことはできないと考えておりますので、先ほど申しました国内の措置についても科学的に問題がないというところの合理性をまず決めていただければ、それは内外無差別といいますか、同等の措置というようなことで言われた形になるかと思えますけれども、問題がないものを相手が要求した場合には拒否できませんし、リスク管理措置として我々が認める場合には、それが食品の安全に関わるということで、こちらで議論をしていただきたいと考えております。

○中村委員 今日のところはそのぐらいで私はいいと思います。

もう一つ、具体的なことで伺いたいんですけれども、アメリカのいわゆるEVプログラムは大変大事な資料になると思うんですけれども、まず5ページの一番冒頭のところ、仮訳になっていますけれども、「プログラム(案)」と書いてありますけれども、何で「(案)」と書いてあるんですか。これはもう決まっているのではないんですか。

○松本大臣官房参事官 これは、基本的には我が国のところがきちっと決まって、その後で交渉することになりますので、まだ決まったわけではありません。ですから、これはまだ案の段階ということです。

○中村委員 それでは、これは日本側のあれなんですね。

○伊地知大臣官房参事官 新たに日本向けにこういうものをつくったんです。

○寺田委員長 これをつくったのはアメリカ側ですね。

○松本大臣官房参事官 アメリカが作りしました。ですから、そういう意味では向こうがつくってきたということでありまして、最終的に両国がこれでいきましょうということで合意をしていないということにおいては案ということになります。

○中村委員 私も少しは取材した経験があるんですけれども、これは例えば、同じ企業にしてもパッカーごとに認証するんですね。既に、アメリカのパッカーの中で幾つぐらいの数が日本向けのこういった輸出をしたいという関心を持っているかとか、そんな資料というのはございますか。

○松本大臣官房参事官 そこまでは手元にございません。具体的にどれかということについては手元にございません。

○寺田委員長 どうぞ。

○寺尾委員 2つ質問があります。

1つは、我々はリスクコミュニケーションをいろいろやりまして、まず国内の措置を定めてからアメリカのことを議論するんだという話をしてまいりましたね。先日、諮問をいただきまして、答申を返したわけなんですけれども、あれが今どういう状況にあるのかということ。つまり国内の措置はまだ見直しはされていないといいますか、最終的にはまだ決まっていないということが一つだと思うんですけれども、ですからタイミングの話とし

て、あまりこちらの方の話が、今日の話が進んでしまいますと先に行ってしまうという可能性だってあり得るわけなので、そこら辺のところを一つ。

多分、国内の見直しというのは答申どおりといたしますか、諮問を受けたとおりで決まるんだと思うんですけれども、それはそれとして、厳密なことを言いますと、まず向こうが、国内が決まってからということなので、そこら辺のところをちょっと御説明いただきたいということです。

もう一つは、先ほど見上委員が質問されたことなんですけれども、そのお答えで、アメリカやカナダは輸出プログラムがちゃんと遵守されているということに向こうに行って確認するんだということをおっしゃいましたね。それは帳簿上の確認なのか、あるいは実際に、例えばSRMがちゃんと除かれていることを定期的に確認するということまで含まれているのか。そこら辺のところをお答えいただければと思うんですけれども、どうでしょうか。

○松本大臣官房参事官 まず、国内対策の見直しの状況でありますけれども、5月9日に省令改正についてパブリックコメントを求めておりまして、6月9日が意見の締め切りだったと思います。その後、省令改正に入りますので、一定の手続がかかります。ですから、8月ぐらいになろうかと思いますが、そこで国内の方が決まります。

ですから、米国は我が国基準が決まらないと最終的には落ち着きませんので、それと同時に並行して御検討いただければと思います。

○寺尾委員 済みません、それはWTOの通報というのは要らないんですか。

○松本大臣官房参事官 規制緩和になるのでWTOの通報は要りません。

現地査察でありますけれども、ちゃんとSRMを除去したかを毎日日報に記録する、あるいは肉のA40についてはきちっと記録を残すことになりますので、当然帳簿上のこともございますし、また現地で適切に作業が行われているかについても確認します。また、向こうの係員からの話を聞くことも査察の中で考えております。

○寺田委員長 ほかにございませんか。

ちょっと細かいかわかりませんが、一応これは米国あるいはカナダそれぞれの国内対策に2階建てで日本向けに別個やるんですね。今、見上委員も寺尾委員もある程度言われましたけれども、そのところのコンプライアンスというか、ちゃんと遵守しているかというのは、カナダの方は政府と書いてあるんです。アメリカはどこが責任を持つわけですか。

○松本大臣官房参事官 基本的には、米国農務省が責任を持ちます。

○寺田委員長 わかりました。あとはちょっと細かいことなので、ほかにございませんか。どうぞ。

○中村委員 今のUSDAとか何かが責任を持って、それからいろいろ監視に行かれる、チェックに行かれるということは必要だと思うんですけれども、先日、5月9日から13日までアメリカ、カナダで厚労省、農水省で現地調査をされましたね。これはそのプレ

スレリースですから、もうちょっと詳しい情報は中にあるのかもしれませんが、これは非常に向こうの遵守の仕方が結構うまくいっている、よく行われているという報告なんです。

それで、これは一体どのぐらいの施設とかを調査されたのか。これから改めて向こうに出かけていかれる場合に、率直に言ってこれだけの調査ではとても納得し難いと思うんですが、どういうやり方で行われるんですか。

例えば非常に面白いのは、飼料の適正使用を担保するために、えさに禁止物質を含んでいないこととか、それを明記した宣誓書の提出を求めることが行われているというようなことが書いてあって、私はあまり宣誓書というのは向こうで見たことがないので、どういうあれで調査をされているのか。わかりやすく言うと、極めて優良な場所を調査された報告なのではないかというような思いまでするんですけれども、その辺はいかがですか。

○伊地知大臣官房参事官 調査の数というのは勿論限られておりますし、それはそういうことなんですけれども、それが一般的に行われているかどうかということも確認する必要があるということで、宣誓書は一般的に行われるということを確認するという事でやってきております。宣誓書というのは、アメリカの中で、一般的にそういう形のルールがなされていて、それは別に特別の事例ではないということは確認してきております。

ただ、おっしゃられるように、アメリカに行って、あちら側がアレンジしていいところだけを見たのではないかということではないかと思えますけれども、こちらからも指定をして今回行っていますので、あちらからこれだと言って見たわけではございません。

あと、今回だけではなくて、それ以前にも何回か行ってきておりますので、いいところだけ見せられたということではないというふうに思っております。

○寺田委員長 それでは、よろしいですか。

失礼しました、どうぞ。

○本間委員 今まで何遍もお聞きしていることかもしれませんが、危険部位の除去の技術と、その実施の信頼度です。これは一般的に言って、日本とアメリカとの比較でどの程度の認識でおられるのでしょうか。

○松本大臣官房参事官 まず、現地に直接行った人間の話でいきますと、適切に処置されていると聞いております。

また、ピッシングについては、米国はピッシングは全部禁止しております。日本はまだ7割ぐらいのところがありますので、そのところはちょっと違います。

手順につきましては、先ほど簡単に説明しましたが、H A C C Pあるいは衛生標準作業手順に基づいて、その各施設に応じた形での手順を決めて、それにのっとってやるということで、これは日本も同じようにやっておりますので、S R Mの除去については差はないのではないかと考えております。

○本間委員 わかりました。

○寺田委員長 これは、今回の事前のことですから、コンプライアンスだとか視察に行く

こととは違うと思います。やるとなれば確かにアメリカはきちっとやると思うんですけども、2枚だけの報告書、あんなものは一般的に報告書ではないと思うんです。やはり、何月にどこに行って、だれとどうやって、天気が晴れまで言わないけれども、そういうものはやはりきちっと書いていただいて、実際どの場所に行って、ほかにあるんだろうと思いますけれども、そういうことを是非記録の面でよろしくまたお願いしたいと思います。

それから、宣誓書というのは、アメリカはかなり強い法律面のことがあるので、それはアメリカのことをだれが証明するのかということに対して、U S D Aあるいはアメリカの政府がやるというような宣誓書をこちらの手元に持っているのだったら、法律的にはまずいいだろうと思います。

どうぞ。

○松本大臣官房参事官 先ほど、査察の件で説明しましたけれども、査察は先ほど申し上げましたというような細かいことと、全体として、このプログラムがちゃんと動いているかどうかシステム全体についても査察をすることで考えております。

○寺田委員長 今日、大変詳しくお聞きしたんですが、これこそリスクコミュニケーションを、少なくともコーデックスでは管理側と評価側、要するに評価は管理の一部ですから、どういう目的で評価依頼をやっておられるのかと、どういうことをやっているのかははっきりしておきたいと思っていていろいろとお聞きした。またもっと詳しいことが「プリオン専門調査会」で聞いたり、意見を言われたりすると思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。この件に関しましては「プリオン専門調査会」で審議することになりますが、今後、これが中立公正に科学的な議論をしていただけるよう、委員会として支持していきたいと思っております。

また「プリオン専門調査会」の専門委員の先生方に厚生労働省及び農林水産省の考え方がよく伝わるように「プリオン専門調査会」におきましても、厚生労働省及び農林水産省から今日の意見なども含めまして、よく説明のほどをお願いいたします。

その際に、先ほども話が出ましたが、なぜ諮問がこのような内容になったか。その趣旨や経緯。それから、諮問事項である米国及びカナダから輸入される牛肉と国産のB S Eに関するリスクの同等性についての、例えばリスクの管理機関としては、同等性ということをどういうふうに考えておられるのかを説明していただければと考えております。

今後の審議に当たりましては、勿論「プリオン専門調査会」の座長あるいは座長代理あるいは委員の先生方からいろいろと依頼やらお願いがあると思いますけれども、本委員会からも、今、お話を聞いていろんな御意見とプラス、あるいは重なった部分もございまして、ぜひともよろしくお願いいたします。米国とカナダ政府は日本向け牛肉に対して実施しようとしている管理措置についてはその的確な実施、これはコンプライアンスの話ですけども、食品健康影響評価の前提になるわけで、そこがつぶれてしまいますと評価をやってもしようがないわけですから、その点につきましてはリスク管理機関である、いわゆる諮問をされました厚生労働省及び農林水産省に責任を持っていただきたいというふうに考えており

ます。

それから、両省におかれましては専門調査会の求めにより御出席していただいて、各委員から質問があれば的確に答えていただくとともに、また審議の過程で新たに資料が必要だということがあり得るかも知れませんので、そのときにはよろしく願います。

最後のお願い、大ざっぱなところですが、アメリカの管理措置に関しましては私どもの評価委員会は管理機関側がそちらをきちっとやっていただくということが前提になって評価をいたしますので、是非よろしく願います。

よろしいですか。

どうも御苦勞様でございました。ありがとうございます。

それでは、次の議題に入らせていただきます。「(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」であります。

ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具または容器包装に関する食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、情報・意見募集の手続が終了していますので、事務局から説明をお願いいたします。

○村上評価課長 それでは、資料2に基づきまして御説明をさせていただきます。

最初に、おわびをしないではいけません。資料2の21ページを御覧いただきますと、これは恐らく、担当官がこの文書を作成するときに前の案件と混ざって印刷をしてしまったのだと思いますが、ポリエチレンテレフタレート（PET）を主成分とする合成樹脂製の容器包装の募集結果についてというのが空欄のままそこに入っておりますので、これは間違いでございますので、本来であればここに存在してはならないものですので、おわびして削除させていただきたいと思っております。

まず、本件につきましては「ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装に係る食品健康影響評価について」ということでございまして、1枚めくっていただきますと、ここに書いてございますように、ポリ乳酸は、乳酸またはラクチドを重合させて得られる高分子ということで、既に国内では、野菜や果物の袋、容器、総菜や弁当用のトレイ等で器具として既に使われているものでございます。それから、菓子類の包装にも使われているというもので、本品については、環境負荷が少なく済むということで、このようなものが今後普及するだろうというふうに考えられているわけでございます。

1ページの真ん中辺り、第3段落のところに書いてございますが、厚生労働省といたしましては、国内において汎用される見込みがある。あるいは清涼飲料、乳飲料等の容器にも使用される可能性があるということで、本品についての基準を決めたいということで食品健康影響評価を依頼されたものでございます。

本件につきましては、3月31日の「食品安全委員会」におきまして、この原案につきまして意見・情報の募集をするということについて御了承いただきまして、4週間にわたる意見・情報の募集をさせていただきました。

その結果、意見が22ページから添付されてございますが、4通の御意見がございました。

4 通の意見のうちには、評価については適切だ、妥当だという御意見もございましたので、それはこの表の中には書いておりません。

御意見の中の 1 番目は、今回評価したのは特定の会社の製品に偏っているのではないかと。特定の会社の製品をあまりにも対象とし過ぎているのではないかというような御意見でございましたけれども、そのような特定の会社の製品を対象として評価したというわけではございませんで、専門調査会の方としては現在流通している製品の溶出試験、安全性試験等を基に、このものについての安全性の観点から、特定成分について安全水準を設定する必要があるかどうかということについて議論をしてとりまとめたものだという回答でございます。

今回審議したものと明らかに異なるようなポリ乳酸というものがもし市場に出てくれば、これは改めて評価を行うべきだろうというのが調査会での御意見でございました。

もう一つは、ポリ乳酸の生物学的分解によって発生する物質について更に研究が必要なのではないかというような御意見でございまして、これについては現在、国立医薬品食品衛生研究所でもこのようなものについて研究が進められているということで、今後の業務の参考にしたいということになっております。

3 番目の御意見は、ダイマーの影響について今回評価をしているわけでありまして、ポリマーが分解していく過程ではオリゴマーが出てくると。そのようなものについての影響を検討する必要はないのかという御指摘でありまして、これについては専門調査会としては、本品については比較的簡単に分解をしていくということから考えると、分子の大きいオリゴマーについては水ベースの食品には溶出しにくいということも考えて、オリゴマーについて考えるより 2 量体について検討するというところでよろしいのではないかと回答となっております。

4 番目は、触媒の選択の問題でございますけれども、今回の評価においてははずの化合物が触媒で使われるということを前提に評価していますけれども、それに代替するもっと安全性の高い触媒について使用されるように奨励をすべきではないかという御趣旨でございますが、今回の評価においては、現在国内で使用されている添加剤、ポリ乳酸について使用される可能性のある添加剤について評価をしたものだということで、とりあえず本品についての健康影響評価はこれにとりまとめたものですという回答を御用意させていただいたものでございます。

これらの回答を御用意させていただいた上で、専門調査会としては当初の結論と同様に、17 ページの下の方に「5 - 5 . 結論」というところがございまして、ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具または容器包装に関する食品健康影響評価の結果として、考慮すべき物質としてラクチドを挙げておりまして、その A D I、一日摂取許容量として 0.1 mg/kg 体重/ 日というものを結論として出しております。

ただし、D - 乳酸の含有率、添加剤等の組成、使用条件で溶出性、分解性が大きく変化する可能性があることから、適切な管理措置の設定が必要というなお書きを付けていると

ころでございます。

一応、この結論は当初の案と同じ、変更する必要はないという御結論になりまして、5月24日付けで専門調査会より本委員会委員長あてに御報告のあったものでございます。

よろしくお願いいたします。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明の内容あるいは記載事項に関しまして、何か御意見ございますでしょうか。

それでは、本件につきましては「器具・容器包装専門調査会」におけるものと同じ結論となりますが、ポリ乳酸を器具または容器包装として使用する場合に考慮すべき物質及びそのADIとして、ラクチド0.1mg/kg体重/日の結論が考えられるということですのでよろしくございますか。

(「異議なし」と声あり)

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次に「(3) 農薬専門調査会における審議状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

○村上評価課長 それでは、資料3に基づきまして御説明をさせていただきます。

今回お諮りいたしますものは、カズサホスという殺虫剤でございます。本日お許しいただければ、本日よりこの評価書について意見・情報の募集に入らせていただきたいということでお諮りをするものでございます。

資料3を何枚かめくっていただきますと、ページが打ってあるところを1枚めくると農薬評価書というものが出てきますが、その次からページが始まっております、その5ページを御覧いただきたいと思います。

本品につきましては有機リン系の殺虫剤でございます、これは殺虫作用につきましてはアセチルコリンエステラーゼ活性阻害ということを薬理作用として殺虫活性を期待しているものでございます。

本品については、後ほど動物実験の結果等についてのとりまとめも御覧いただきますが、毒性についてもアセチルコリンエステラーゼ活性阻害という形で出てくるものでございます。

ラットにおいての動物体内運命試験が6ページから書いてございますけれども、本品については一般的な有機リン系殺虫剤と同様に、代謝としては非常に早く排泄をされていくものでございます。

毒性につきましては、13ページ以降、急性毒性試験等が行われております。

本品につきましては、急性遅発性神経毒性試験あるいは急性神経毒性試験、慢性毒性試験、発がん性試験、生殖発生毒性試験等、通常必要とされる試験がすべて行われておりますが、基本的に毒性はアセチルコリンエステラーゼ活性阻害による毒性ということが毒性プロファイルでございます。発がん性あるいは遺伝毒性については観察されておられません。

それらをすべてとりまとめましたものは、26 ページに表となって出ておりますが、その備考欄を見ていただきますと、発がん性、神経毒性、繁殖に対する影響、催奇形性等すべて認められないということになっておりまして、無毒性量の判断をする際には、一番小さな数字はイヌの 91 日間亜急性毒性試験でございますけれども、これはこの上の投与量の設定が 0.01 mg/kg 体重/ 日の上が 0.03 mg/kg 体重/ 日でありまして、一応 0.03 mg/kg 体重/ 日では影響が見られたという結果でございます。

その下の 1 年間の慢性毒性試験では、最大投与量が 0.02 mg/kg 体重/ 日で、この上の投与はしておりませんで、その最大投与量の 0.02 mg/kg 体重/ 日でも毒性影響はなかったという判断になっているものであります。

この 2 つの試験と、2 世代繁殖試験のラットの雄の親動物の投与量の無毒性量 0.025 mg/kg 体重/ 日、この 3 つを考慮いたしまして、本品についてはラットの 2 世代の混餌投与の繁殖試験の無毒性量 0.025 mg/kg 体重/ 日を、全体としての評価の際に用いる無毒性量としてはどうかというのが専門調査会の御判断でございます。

これに安全係数 100 を採用いたしまして、A D I としては 0.00025 mg/kg 体重/ 日ということにするのが適当ではないかというのが「農薬専門調査会」における評価の概要でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明あるいは記載事項に関しまして、どなたか御意見ございますでしょうか。

よろしいですね。

それでは、本件につきましては意見・情報の募集手続に入ることにいたします。

次の議題に入らせていただきます。「(4) 企画専門調査会に当面調査審議を求める事項について」、事務局から説明をお願いいたします。

○小木津総務課長 それでは、お手元の資料 4 に基づきまして御説明を申し上げます。

「企画専門調査会」に当面、年内というふうに想定しておりますが、調査審議を求める事項についてお諮りいたします。

まず、資料 4 の裏側を見ていただきたいと思います。

運営規程の中で「第 3 条 企画専門調査会は、食品安全委員会の活動に関する年間計画、基本的事項等を調査審議する」とされております。

また、その下でございますが、平成 17 年度食品安全委員会運営計画におきまして、「企画専門調査会」の開催につきまして、平成 17 年度中に以下のとおり 6 回開催するとされておまして、5 月～ 6 月に 1 回、8 月～ 9 月に 1 回、10 月～ 11 月に 1 回ということで、テーマも設定されております。これを基に、当面審議をお願いする事項についてお諮りいたします。

表の方に戻っていただきたいと思います。3 つの事項がございます。

1 つ目が、平成 16 年度食品安全委員会運営計画のフォローアップと、同年度の食品安全

委員会運営状況報告書について御審議いただく。これが1つでございます。

2つ目が「食品安全委員会」が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補についての御議論をいただく。これが2つ目でございます。

3つ目が、平成17年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告を御検討いただくということでございます。

以上の事項につきまして「企画専門調査会」に当面調査審議をお願いしてはどうかというふうに考えております。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、御質問あるいは御意見がございましたらよろしく願います。

よろしいですか。

それでは、原案のとおり3つの事項につきまして「企画専門調査会」において調査審議をよろしくお願いいたします。

続きまして「(5)食品安全モニターからの報告(平成17年4月分)」について、事務局よりお願いいたします。

○藤本勸告広報課長 それでは、資料5を御覧いただきたいと思います。4月分の報告ということでございますが、17年度に新たになっていただきましたので、1回目の月次の随時報告ということでございます。

31件の報告がございました。全般的には、そこに計数が出ているような内容でございますけれども、BSE関係などがやはり多いというものでございました。

例月に従いまして、委員会関係のコメントを中心に御紹介させていただきたいと思えます。

まず、繰っていただきまして2ページのところでございますが、委員会関係ということで「食品安全モニターをして思うこと」ということで、継続してなられている方の御意見でございました。一般の消費者の方も意見交換の機会などに積極的に参加し、知識と理解を高めるような学習をすることも大事だといったような御指摘でございました。

委員会からのコメントの方でございますけれども、委員会ではリスクコミュニケーションとして意見交換会の開催とかホームページによる情報発信、季刊誌の発行などで取り組んでおりますということ。

皆様方には、意見交換会への参加を始め、こうした機会を更に積極的に活用いただき、食品の安全性に関する知識や理解を深めていただくことも期待されるということで「食品安全委員会」としても、引き続き正しい情報の提供とともに意見交換ができるような機会を設けて、リスクコミュニケーション促進に更に努めてまいりますというコメントを用意してございます。

そのほか、後段の方でございますけれども、モニターの活動について2点ほど御指摘がありまして、意見報告の内容の範囲とか、あるいは職務経験、多様な方々がいらっしゃる

ので、そういう方々の意見がどういうふうになっているのかに関心があるといったような御指摘がございました。

コメントの方でございますけれども、食品安全モニターの活動内容につきましては、モニターの方々に手引という形でもお示しし、5点ばかり活動がございますということで、募集のときにもお諮りしてございますけれども、お願いしております。

今回、随時意見をいただくということに関連しまして、次のページのところでございますけれども、具体的にどのような内容の報告をするかというお尋ねがあったわけでございます。報告の対象につきましては、食品安全行政に関する意見や食品の安全に関し、日常生活を通じて気付いた点などとしておるわけでございますけれども、いずれにしても、個別のことで御不明な点がありましたらお問い合わせいただきたいということの一つ指摘させていただいております。

また、モニター会議を6月上旬から1か月間かけて行うことを予定しておりますけれども、そういった中でモニターの趣旨とか報告等の活動内容についても十分説明していただき、御理解を深めるような努力をしていきたいと思っておりますということとともに、さまざまな経験を有するモニターの方々の間で、活発な意見交換をしていただければありがたいといったような趣旨のコメントを用意してございます。

また、4番目になりますけれども、用語集について御指摘がございました。誤植などがあったので、もう一度体裁等の確認をとという趣旨でございます。

コメントの方でございますけれども、昨年16年3月に用語集を作成し、モニターからの御意見なども踏まえまして、内容を見直し、今年の3月に改訂版を作成したところでございます。

この用語集につきましては、また今後も引き続き必要に応じて見直ししていきたいということで、御指摘の点についてはまた引き続き対応していきたいと思っておりますけれども、そのほか気づいた点があれば御連絡いただきたいというコメントを用意してございます。

次に、4ページの方でBSE関係に移らせていただきたいと思います。

全体で9件ございましたけれども、まず国内対策の見直しの関係で4件ほど御指摘いただいております。全頭検査緩和についての見方でございます。

コメントの方でございますけれども、10月15日に4つの項目について諮問をいただき、「プリオン専門調査会」において8回にわたって、中立公正な立場から科学的な議論を尽くして評価結果をまとめたということ。

その評価結果においては、と畜場におけるBSE検査対象月齢を見直す場合については、見直しにかかわらず食肉の汚染度は「無視できる」～「非常に低い」と推定し、その結果から、線引きがもたらすヒトに対するリスクは、非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断されるとされたところであるということなどをコメントとして用意してございます。

5ページの下の方でございますけれども、BSEの検査の結果、陰性として判定された牛のSRMの一部が牛肉に付着していた場合の安全性について、どう考えればよいの

かといった指摘がございました。

こちらの方の委員会のコメントとしましては、先ほどの評価結果にも示されているとおり、SRMの除去の徹底もBSE対策として重要であるということで、食肉のSRMが付着しないように管理される必要があるというコメントを用意してございます。

6ページの方に移らせていただきますけれども、輸入再開の関係で4件ほど御指摘・御意見をいただいております。

こちらにつきましては、委員会からのコメントということで、輸入再開問題に関しては、先ほど説明がございましたけれども、評価要請があったということで、今後、科学的知見に基づき、中立公正な立場から議論を尽くしてリスク評価を行っていきますというコメントをとりあえず用意してございます。

そのほかでございますけれども、飛んで8ページの方に移りますけれども、農薬の関係でキノコへの使用薬剤の残留状況とかそういった点で、2件ほど御指摘・御意見をいただいております。

その次のページでございますが、かび毒・自然毒の関係ということで整理してございますけれども、イチヨウ葉エキに含まれるギンコール酸についての食品健康影響評価を行っていただきたいといった御意見をいただいております。

コメントの方でございますけれども、イチヨウ葉に含まれるギンコール酸に関して、今後とも情報収集を引き続き行っていきたいということで、専門家と相談しながら必要に応じて適正に対応していきたいというような趣旨のコメントを用意してございます。

後段の方では、食品衛生関係ということで、全体は5件でございますが、そのうち多くはノロウイルス関係の御指摘でございました。

11ページの方に飛びますけれども、表示の関係で、卵の関係でございますけれども、アレルギー物質などを始めとして2件ほどいただいております。

13ページに飛びますけれども、そのほか7～8件の御指摘・御意見をいただいておりますけれども、後段の方で「食品のトラブルの相談窓口の一元化について」ということで、食品の問題の相談には、さまざまな法律やさまざまな行政機関が複雑に絡まっているので、情報とか、あるいは相談窓口の一元化の体制を求めたいといった趣旨の御意見でございます。

こちらの方につきましては、委員会からもコメントを用意してあります。委員会ではリスク評価機関ということでございまして、個別の食品のトラブルの相談への対応というのは残念ながら対応し切れないというところでございますけれども、「食の安全ダイヤル」という窓口を設置しまして、消費者の皆様からのいろんなお問い合わせとかに対応し、また知識・理解を深めていただくための取組を行っているということで、そうした中で「食品安全委員会」としましては、引き続き関係のリスク管理機関への連携も含めまして、できるだけお問い合わせへの対応の向上に努めてまいりたいという趣旨のコメントを用意してございます。

以上が、コメントの御報告でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

どなたか御意見ございませんでしょうか。地味ですけども大変大事なので、本当にモニターの方も事務局も大変でしょうけれども、よろしくお願いいたします。

どうぞ。

○中村委員 一つひとつ内容がどうこうではなくて、非常に毎回きちんと整理されて参考になると思うんですけども、モニターの方の報告の、例えば年間お一人何件ぐらいいろんな情報とか意見を寄せていただいていますか。

4月は全体31件ですね。ですから、まだ全体470人の1割にも行っていないわけです。12か月ですから、このペースでいくと大体1人1件ぐらいかなという気がして、そんなことはないと思いますけれども、そういうのは何か見ておられますか。

○藤本勸告広報課長 正確な数字はちょっと失念しているんですが、大体年間トータルで600件ぐらいだったかと思います。平均しますと、月に大体五十～六十件ぐらいいただいているという感じで、先ほど申しましたように、今月は1回目ということもありまして、ちょっと数が少ないんですが、大体4月ごろからスタートしてだんだん増えていって、6月とか12月の期末期に多いというような形になっております。

御指摘がありましたように、確かに御意見をいただく方が、全員かということ、必ずしも報告されていない方もいらっしゃるの事実です。盛んに何回も報告される方がいらっしゃるというのは事実だと思います。

一方で、いずれにしましても、まず一つは、先ほど申しましたように、今年は6月上旬から7月上旬にかけて委員の皆様方にも御参加いただいてモニター会議という形を開催させていただきましても、その場でいろんな意見を出してもらって委員の皆様方との意見交換をさせていただくことにしており、そこには大体多くの方が出席するような予定になっております。

それとともに、先ほどもちょっと紹介していただきましたけれども、この報告は随時報告ということでモニターの方々の方から自主的に出していただくものでございますけれども、こちらの方から一種の課題報告という形でテーマをお示ししまして、アンケート形式を取っているケースが多うございますけれども、御認識とか意見を提出してもらうような形のものもやっております、これまで年に大体三回ぐらい実施しています。そちらの方は、ほとんどの方がいつも回答をしていただいているというような状況でございます。

○寺田委員長 それに関して、勿論、今でなくていいんですけども、こういう随時報告に対するこちらの答えに対する評価といいますか、こういう意見を出してこういうふうに戻ってきたと。それが意見を出した人にとっては、こういうことを出していい答えが返ってきたとかそういうところの評価はどうするんですか。

○藤本勸告広報課長 御指摘がありましたので、またモニターへの課題報告の中でそういうことも聞くようなことも考えていきたいと思っております。

御参考までに申し上げますと、先月、先々月、2月、3月のモニター報告の中で1年間活動しての感想をいただいております。その中ですべてほめていただいたかどうかは別として、たまたまいい意味で記憶に残っているだけなんですけれども、それを紹介させていただきますと、いろいろ厳しい意見とか、こうしてほしいという要望的な、なかなかすぐ取りかかれなないかもしれないけれども、そういう要望的な意見も出しているのに対して、一応、委員会あるいは管理機関の方からも、コメントをいただいているのは評価しているという意見はありました。

一方で、今月もございましたけれども、どこまで意見を出していいのか、対象の範囲としてなかなか迷うと。例えば私の理解では、恐らくリスク評価とリスク管理の関係がやはりなかなか難しいということなんだろうと思います。委員会にコメントを期待したいと出されている方も恐らく多いと思うんですけれども、内容的にやはり管理プロパーに関わるような問題で、管理側からのコメントだけしかないようなものに対して委員会のコメントがほしいと思われる方も恐らくいらっしゃるのではないかという感じはいたします。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ほかに何かございますか。

どうぞ。

○坂本委員 問い合わせがあったモニターさんにはお答えとか、意見はお返しになっているんですか。

○藤本勧告広報課長 この結果につきましては返しています。

○坂本委員 ここに出てきた人たちは、私はこういうことを問うたらこういう答えが返ってきましたと、本人にはわかりますけれども、四百何十人いらっしゃるモニターさんにこの内容が伝わるのかどうかを伺いたい。というのは非常に似たようなお問い合わせが多いではないですか。それはまとめてお答えになっているようなんですけれども、同じモニターとして採用されて、それで問いを出したり答えてもらったりしたときに、ほかの人にもどういうふうに考えているかということをモニターさんの間に広めていけば、多くの人に周知できるだろうと思います。

○藤本勧告広報課長 そういう意味で、返し方はこれをそのままお返ししています。

○坂本委員 全員にですか。

○藤本勧告広報課長 はい。インターネットを見られる方には、ホームページに掲載していますので、ホームページに掲載しましたということでアドレスを送るという形で対応しています。

実際に、これまでもいただいた意見の中では、Aという方がこういう形で質問されてこういうコメントがあったけれども、私はこう思うのでまたコメントをいただきたいとか、あるいは前に出した意見に対して委員会からこういうコメントがあったけれども、更にこういうところが気になるので答えてほしいというやりとりもこれまでに何回かございました。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

「(6)その他」というのは、何かありますか。

どうぞ。

○一色事務局次長 研究事業について御報告させていただきたいと思います。

前回の「食品安全委員会」で、予算事業であります食品健康影響評価について御説明をいたしました。その中で研究運営委員会の人選につきまして委員の方から御提案がございました。それで調整を行いましたので、御報告させていただきたいと思います。

資料6を御覧いただきたいと思います。

前回の御提案・御議論の中で、評価グループの専門委員以外にも1名専門委員をお願いした方がよいということでございました。それで資料6の研究運営委員会の構成、③のように、委員会の先生方の合意をいただきまして、この文言、文章を追加いたしました。「③

食品安全委員会専門委員のうち、企画専門調査会に属する者1名」を追加いたしまして、計8名で運営委員会を構成するというふうに文章を追加させていただきました。

また、これに基づきまして事務局で候補者を選定いたしまして、その案を作成いたしました。その案は、次のページでございます。次のページを見ていただきたいと思います。

次のページの一番下に「企画専門調査会」の専門委員でございます佐々木珠美様を運営委員会の構成員として推薦したいという案を作成いたしましたので、御審議くださりますようお願いいたします。

○寺田委員長 今の事務局からの説明あるいは事務局案に関しまして、どなたか御意見ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、この研究運営委員会の人選につきましては、事務局案のとおりにいたします。

そのほかにごございますか。

○小木津総務課長 特にございません。

○寺田委員長 そうしますと、以上をもって「食品安全委員会」の第96回会合を閉会いたします。次回の委員会の会合につきましては、6月2日木曜日14時から開催いたします。

また、30日月曜日14時から「遺伝子組換え食品等専門調査会」が非公開で開催を予定していますので、お知らせいたします。

どうもありがとうございました。